

中国海域における禁漁期間中の安全運航について

こちらは、英文記事「[Navigating safely through the seasonal fishing ban in Chinese waters](#)」（2022年5月5日付）の和訳です。

中国は2022年5月1日より禁漁期間に入りました。禁漁期間開始前は漁船の輻輳が激しくなりますが、期間終了時と同じく漁船数の大幅な増加が予想されます。また、一部の海域では禁漁期間に入っても違法に操業している漁船がいる可能性があるため、中国諸港への航海を計画する際には、普段にも増して注意するようにしてください。



中国農務省は、渤海、黄海、東シナ海、南シナ海の4つの沿岸海域における禁漁期間を明記したサーキュラーを定期的に発行しています。最新情報は[2021年版の通達](#)をご覧ください。禁漁期間は3か月半～4か月半と、海域によって異なります。この通達には、禁漁の対象となる海域や期間のほか、規制対象となる漁法も明記されていますので、ぜひ確認するようにしてください。

過去の経験上、各海域では禁漁期間の開始前と終了直後に漁船の輻輳が激しくなることが予想されます。また、禁漁期間中、特に期間前半は、一部の海域で違法操業が続いている可能性があります。

推奨事項

中国海事局（MSA）は昨年、[中国沿岸海域における商船と漁船の衝突防止のための安全ガイドライン](#)を発行しました。本ガイドラインは、航法、衝突回避、緊急時の救助に関する実用的なアドバイスを記したものです。特に商船に対しては、漁船の輻輳が激しい海域に入る前や当該海域を航行する際の推奨事項を具体的に記しています。また、当該海域で航海当直に携わる各乗組員に対してガイドラインの内容をきちんと把握しておくよう推奨しています。

Alert記事「[中国海域における漁船の増加に注意 – 最新情報](#)」でも、漁場の特徴や衝突の発生頻度、中国海域で漁船との事故を回避するための推奨事項など、関連情報を簡単にご紹介しています。主な推奨事項を以下に再掲します。

- **運航計画**：運航計画を立案する際は指定された漁業区域を考慮に入れ、可能であれば、海図とECDISに当該区域を記入してください。
- **船橋でのチーム配置**：当直航海士（OOW）が夜間でも昼間と同様の十分な支援を得られるように、船橋のワッチレベルをあらかじめ上げておいてください。また、船橋チームの乗組

員が運航関連業務に向けて十分な休息を取れるよう考慮したうえで他の船内業務の計画を立てるようにしてください。

- **安全な速力**：漁労が活発な海域では、エンジンをいつでも操作可能な状態にして安全な速力で航行してください。当直航海士には必要に応じて速力を調整できる権限を付与することを推奨します。
- **レーダー/ARPA（自動衝突予防援助装置）の使用**：霧中の航海となる場合は、レーダー上に漁船が表示されていない場合でも、レーダーを十分に活用するとともに、霧中信号を鳴らすようにしてください。当該海域を航行する際には、レーダーの使用が必要不可欠です。一般的には、漁船群の特定には S バンドレーダーを用いた長距離スキャンング（12～48 海里）が、衝突防止には X バンドレーダーを用いた短距離スキャンング（3～6 海里）が効果的です。
- **漁船群の回避**：当直航海士が漁船群を検知できる場合は、漁船群の間を航行しないで済むように余裕を持って事前に航路を変更するようにしてください。
- **漁船・漁網・漁場標識の検知と回避**：中国海域では、漁船だけでなく漁網や漁場標識にも AIS が広く使われています。禁漁期間中も操業を続ける漁船は、監視の目を逃れようとして、AIS の電源を切っていたり、情報を改ざんしたりしている場合があります。AIS を船橋での見張りや衝突回避に使用してもどうしても限界があり、AIS に頼りすぎるのにはリスクがあることを認識しておく必要があります。
- **漁船との連絡**：VHF では漁船との連絡が付きにくいことがあります。漁船の注意を引く必要がある場合は、警笛とデイランプを使用するのが効果的でしょう。

衝突が発生した場合、またはその疑いがある場合は、相手の漁船に対して可能な限りの支援を提供し、VHF または緊急電話番号（12395）で最寄りの VTS/MRCC に連絡してください。また、VDR データなどの証拠となる記録をすべて保存しておくことも非常に重要です。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。